

附属書[4] 円筒形コンテナに格納された膨脹式救命いかだの積付設備の構造基準

1 総則

(1) 形状、構成

形状は原則として、図に示すとおりとし(図示した寸法は例示である。)、構成は本体台座、補助レール、コンテナ固縛索、補助レール支杵、手動投下用引手、自動離脱装置等からなるものとする。

なお、2個のコンテナを1台の架台に積み付ける構造のもの及び積付架台のレール角度を通常角度からさらに大角度まで二段階に傾斜できることとした構造のものについては、本基準に準じて取り扱うこととし、また、2個以上のコンテナを1台の架台に積みつける構造のものにあつては、一回の手動投下動作につき1個ずつコンテナを投下できる構造とすること。

(2) 材料

本体の材料は、鋼に亜鉛めっき又は同等の効力を有する防錆処理を施したものとすること。

(3) 積付方法

船舶が遭遇するあらゆる状態においても、コンテナを強固に保持できること。この場合において、コンテナの自重その他の外力を固縛索のみによって支えるものでないこと。

(4) 人体及びいかだの損傷防止

コンテナの積付状態、投下進水時又は自動浮揚時において、人体及びいかだに損傷を与えるおそれのある突起物がないこと。

(5) コンテナの作動の確保

コンテナの投下進水時又は自動浮揚時において、いかだが迅速、かつ、確実に膨脹するよう工作されていること。また、本体台座にはコンテナの作動を妨げるおそれのある附属物を設けないこと。

2 機構及び各部の構造

(1) 台座の傾斜角度

20°以上とすること。

(2) 補助レール

(i) 取付角度

コンテナをセットしたときの補助レールの固定角度は、台座の斜面に対し90°から120°までの角度のうち、いかだの水没時におけるコンテナの自動浮揚に支障のない取付角度とすること。

(ii) レールの長さ

いかだの補助レールの長さは原則として1m以下とすること。ただし、1mで舷外に到達しない場合は、コンテナが適正に落下することを確認したうえで、補助レールの延長、船体側への別途補助レールの設置等必要な措置を講じて差し支えない。

(3) 回転可動部

回転部の軸は耐食性材料を用い、軸径は16mm以上とし、軸受部は十分な間隙を有し、グリースアップが容易にできるものとすること。また、回転部には耐食性材料のワッシャーを取り付けること。

(4) 自動離脱装置

(i) 自動離脱装置は、船舶が沈没した場合に、コンテナ固縛索及びいかだのもやい綱を水圧により解放できるものであること。

(ii) 自動離脱装置は、架台の背面部に取り付けることとし、取付部の孔のピッチは40mm、孔径は14mmを標準とする。この場合において、必要に応じてアイ・プレートを設けて差し支えない。

(5) 補助レール支杵

一端は補助レールに取り付け、また、他端は本体台座の下部の手動投下用引手棒(以下「引手棒」という。)に固定すること。この場合において、補助レールに取り付けた当該支杵は、引手棒を作動させたときに補助レールの作動が妨げられない取付方法でなければならない。

(6) 手動投下用引手棒及び取付板

引手棒は、径16mm以上の鋼棒又はこれと同等以上のものを使用し、鋼棒を使用する場合は、先端に焼き入れ加工をすること。なお、握り部は、簡単なプラスチック箱でカバーするか、又は小索等で簡単に固縛する等誤って抜かれないよう措置すること。

また、取付板は、原則として架台の背面部に取り付け、引手棒が円滑に引き抜ける位置とすること。なお引手棒は、150N以下の力で引き抜くことができるものであること。

(7) コンテナ変形防止板

架台とコンテナの接触面には、コンテナの荷重を均等に支えてコンテナの変形を防止するため、架台の両側面レールにまたがる幅板を設けること。

(8) コンテナ固縛索固定木板

(i) コンテナの固縛索の間隔を一定に保ち、架台に積み付けたコンテナを安定した状態に保持する

ことができるものであること。

(ii) 材質は、木又は耐水合板等とし、高さは 50 mm、板厚は 12mm、長さはコンテナのリブの間隔以内を標準とすること。

(9) 積付用セットピン孔

セットピン孔は、架台の両側面に設けることとし、孔径は 16 mmを標準とすること。この場合において、セットピンは整備用治具とし、本体には常設しないこと。

(10) 側面支持枠

波浪の衝撃によるいかだの流出事故を防止するため、架台の両側面に支持枠を設けること。この場合において、支持枠とコンテナの間隙は 100 mm以上とすること。ただし、左右に別の架台が並ぶ等コンテナが波浪の衝撃から保護される場合には、側面支持枠は省略して差し支えない。